

鳥取県告示第218号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第250号（鳥取県立米子産業体育館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類す るもの（以下「入場料 等」という。）を徴収し ないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
		小体育館	全面1時間につき	200円	
	入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面1時間につき	1,600円	
		小体育館	全面1時間につき	300円	
営利を目的 とする場合	入場料等を徴収しないと き。	大体育館	全面1時間につき	28,000円	
		小体育館	全面1時間につき	7,000円	
	入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面1時間につき	40,000円	
		小体育館	全面1時間につき	10,000円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

(2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金 額	
フィットネ スルーム	一般 利用	回数券又は1月利用券若しく は米子産業体育館フィットネ スルーム・米子屋内プール1 月共通利用券によらないで利 用する場合	一般人	1人1回につき	300円
			高 校 生 以下	1人1回につき	200円
		回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	3,000円
			高 校 生 以下	回数券11枚につき	2,000円
	1月利用券により利用する場 合	一般人	1人につき	2,500円	
		高 校 生 以下	1人につき	1,000円	
		米子産業体育館フィットネス ルーム・米子屋内プール1月 共通利用券により利用する場 合	一般人	1人につき	5,000円
	中会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円
入場料等を徴収するとき。			1時間につき	950円	
営利を目的と		入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,450円	

	する場合	入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,950円
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	250円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	350円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	550円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	700円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 5 (2)の表において「1月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間当たり)	
	冷 房	暖 房

大体育館	8,200円	7,400円
小体育館	2,000円	1,500円
中会議室	400円	700円
小会議室	300円	500円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 35円

2 承認年月日

平成21年3月18日